

お客さま各位

東京都中央区八重洲1-3-7  
信 金 中 央 金 庫

個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について

1. 信金中金は、個人信用情報機関およびその加盟会員（信金中金を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記(1)および(2)のとおり個人情報保護法第27条第1項に基づくお客さまの同意をいただいております。

- (1) 信金中金が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関にお客さまの個人情報（当該各機関の加盟機関によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、信金中金がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、信用金庫法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。
- (2) 下記の個人情報（その履歴を含む。）が信金中金が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。

| 登録情報   | 登録期間                                    |
|--|---|
| 氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報               | 下記の情報のいずれかが登録されている期間                    |
| 借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。） | 契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間 |
| 信金中金が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等                     | 当該利用日から1年を超えない期間                        |
| 官報情報   | 破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間               |
| 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨  | 当該調査中の期間                                |
| 本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報                                    | 本人から申告のあった日から5年を超えない期間                  |

2. 信金中金は、信金中金が加盟する個人信用情報機関において、下記(1)～(4)のとおり個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行（平成17年4月1日）後の契約については、上記1. に記載のとおり、お客さまの同意をいただいております。

- (1) 共同利用される個人データの項目  
官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）
- (2) 共同利用者の範囲  
全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会

(注) 全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。

ア. 全国銀行協会の正会員

イ. 上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関

ウ. 政府関係金融機関またはこれに準じるもの

エ. 信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づいて設立された信用保証協会

オ. 個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの

(3) 利用目的

全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称・住所・代表者氏名

一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1

代表者氏名は、下掲のウェブページにおける「4. 個人データの共同利用について」—「(1) 官報情報の共同利用」—「D. 個人データの管理について責任を有する者の名称」に掲載しています。

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/privacy/>

3. 上記1. および2. 以外にも、上記の個人情報はその正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

4. 上記1. ~3. にある個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のウェブサイトに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（信金中金ではできません。）。

① 信金中金または代理店信用金庫が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

② 同機関と提携する個人信用情報機関

(株)日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

TEL 0570-055-955

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

(株)シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp/>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階

TEL 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

(2022年11月4日改正)